

# 入 会 案 内



一般社団法人  
全国クレーン建設業協会

# 協会に加入すると、こんなメリットがあります

## (一社)建設産業専門団体連合会の加盟団体です

専門工事業、設備工事業及び建設関連業団体で構成している、(一社)建設産業専門団体連合会に加盟しており、良いものを適正価格で提供する体制整備を始め、技術と共に建設産業の健全な発展に寄与することを旨とし、国土交通省や地方整備局等との意見交換会をおこなっています。



## 業の在るところ組織あり、いろいろな情報が手に入ります

協会は、どこの圧力も受けることのないクレーン建設業を営む同業者による同業者のための団体です。自社だけで全てが解決できる世の中ではありません。自分たちの業界を自分たちで育てる気持ちが一番大切です。少数の力で国や県にもものを申しても単なる一部の意見として受け取られ、業界としての建議・陳情にはなりません。

協会は、業界の発展のためにいろいろなメリットを用意しておりますが、メリットの感じ方は人により違います。「与えてくれる」のを待つのではなく、「自ら取ってくる姿勢」が大切です。ホームページや隔月発行の機関誌「クレーン情報」、FAX等で、業界情報はもちろんのこと、国政・行政や税制・金融等に関する情報をいち早く発信しています。



## 経営者研修会(評議員会)を毎年開催しています

同業者が集まり、顔を合わせ、お互いの情報を交換できる場は組織のメリットであり、全国各地で年に一度、全国の会員が一同に会し、全国の稼働状況の報告や、時局講演等、経営者に必要な情報交換を実施し、交流を深めています。



## クレーンメーカー等との意見交換会を実施しています

年に一度、会員からのメーカーに対する要望事項等を集約し、意見交換会を実施しております。その要望事項の一つであるコンピューターの解除が出来ないクレーンの開発が進められてきています。



## 移動式クレーン運転士安全衛生教育(再教育)が格安で受講できます 本教育未修了者の現場入場者制限をすることが増えています

「移動式クレーン運転士安全衛生教育」の受講料が一般11,000円のところを、協会会員価格の7,000円で受講でき、開催通知が開催される都度通知を受けられます。クレーン等の転倒事故により、元請け・ゼネコン等は、安全意識が高くなり、労働安全衛生法第60条の2第2項に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」の修了者以外の現場入場者制限をすることが増えています。また、協会は、以前より本教育修了者の優先使用を、元請団体の(一社)日本建設業連合会及び(一社)全国建設業協会に要望し、実績もあがっております。



## 会員事業所は、赤本と協会ホームページに掲載されます 赤本と協会ホームページにより、備車検索が容易です

会員になることにより会員限定配布の通称「赤本」(会員名簿・クレーン保有台帳)と協会ホームページの会員名簿欄に掲載され、ゼネコンや他の同業者等の目にとまりやすくなり、備車等の受注機会が増えます。

「赤本」で備車の検索が容易に出来ます。

また、ホームページには赤本データによる、会員専用の「備車のためのクレーン検索システム」もあります。こうした保有台帳に匹敵するものを毎年発行している団体はありません。



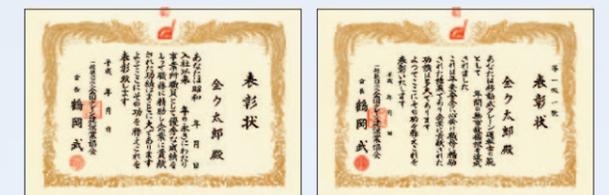
## 国家表彰受章者を推薦しており、 多数受章者がいます

会員対象の国家表彰である叙勲、褒章、国土交通大臣表彰や永年功労者のオペレーターを対象の叙勲、大臣顕彰(建設マスター)の受章者が多数います。



## 優良社員表彰を実施しています

無事故かつ優良なクレーン運転士や20年以上勤務し模範となる従業員を協会会長が表彰しています。



## 福利厚生事業があります

### クレーン建設業生命共済保険制度

通常保険より約30~45%掛金が安くなります。

全国クレーン  
建設業  
生命共済  
保険制度

福利厚生で安心

## クレーン車に係る団体総合(賠償責任)保険制度も取り扱っています

第三者に対する賠償事故(対人・対物)、吊荷の所有者に対する賠償事故(対物事故)への保険料が通常より約30%安くなります。

賠償事故(対人・対物)保険  
吊荷の所有者に対する賠償事故(対物事故)保険  
通常の保険料より

約30%  
安くなります

## 当協会は、平成25年4月1日付けで一般社団法人に移行しました

❖ 業界の地位向上

- 1 日本標準産業分類に「建設揚重業」と明示されています。
- 2 建設業法上での建設業許可(大臣・知事認可)を申請・取得できます。



# 入会のご案内

— 説明編 —

# 協会に加入すると、こんなメリットがあります

## **(一社)建設産業専門団体連合会の加盟団体です**

- ・ 専門工事業、設備工事業及び建設関連業団体で構成している、(一社)建設産業専門団体連合会に加盟しており、良いものを適正価格で提供する体制整備を始め、技術と共に建設産業の健全な発展に寄与することを目指し、国土交通省や地方整備局等との意見交換会をおこなっています。

## **業の在るところ組織ありいろいろな情報が手に入ります**

- ・ 協会は、どこの圧力も受けることのないクレーン建設業を営む同業者による同業者のための団体です。
- ・ 自社だけで全てが解決できる世の中ではありません。自分たちの業界を自分たちで育てる気持ちが一番大切です。
- ・ 少数の力で国や県にものを申しても単なる一部の意見として受け取られ、業界としての建議・陳情にはなりません。
- ・ 協会は、業界の発展のためにいろいろなメリットを用意しておりますが、メリットの感じ方は人により違います。「与えてくれる」のを待つのではなく、「自ら取ってくる姿勢」が大切です。
- ・ ホームページや隔月発行の機関誌「クレーン情報」、FAX 等で、業界情報はもちろんのこと、国政・行政や税制・金融等に関する情報をいち早く発信しています。

## **経営者研修会(評議員会)を毎年開催しています**

- ・ 同業者が集まり、顔を合わせ、お互いの情報を交換できる場は組織のメリットであり、全国各地で年に一度、全国の会員が一同に会し、全国の稼働状況の報告や、時局講演等、経営者に必要な情報交換を実施し、交流を深めています。

## **クレーンメーカー等との意見交換会を実施しています**

- ・ 年に一度、会員からのメーカーに対する要望事項等を集約し、意見交換会を実施しております。その要望事項の一つであるコンピューターの解除を出来ないクレーンの開発が進められてきています。

## **移動式クレーン運転士安全衛生教育(再教育)が格安で受講できます 本教育未修了者の現場入場者制限をするところが増えていきます**

- ・ 「移動式クレーン運転士安全衛生教育」の受講料が一般 11,000 円のところを、協会会員価格の 7,000 円で受講でき、開催通知が開催される都度通知を受けられます。
- ・ クレーン等の転倒事故により、元請け・ゼネコン等は、安全意識が高くなり、労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」の修了者以外の現場入場者制限をするところが増えていきます。
- ・ また、協会は、以前より本教育修了者の優先使用を、元請団体の(一社)日本建設業連合会及び(一社)全国建設業協会に要望し、実績もあがっています。

## 会員事業所は、赤本と協会ホームページに掲載されます 赤本と協会ホームページにより、傭車検索が容易です

- ・ 会員になることにより会員限定配布の通称「赤本」（会員名簿・クレーン保有台帳）と協会ホームページの会員名簿欄に掲載され、ゼネコンや他の同業者等の目にとまりやすくなり、傭車等の受注機会が増えます。
- ・ 「赤本」で傭車の検索が容易に出来ます。
- ・ また、ホームページには赤本データによる、会員専用の「傭車のためのクレーン検索システム」もあります。
- ・ こうした保有台帳に匹敵するものを毎年発行している団体はありません。

## 国家表彰受賞者を推薦しており、多数受章者がいます

会員対象の国家表彰である叙勲、褒章、国土交通大臣表彰や永年功労者のオペレーターを対象の叙勲、大臣顕彰（建設マスター）の受章者が多数います。

受章実績

(平成 25 年度現在)

	叙勲	褒章	大臣表彰	大臣顕彰
会員（事業主）	10	16	41	
オペレーター	35			73

## 優良社員表彰を実施しています

無事故かつ優良なクレーン運転士や20年以上勤務し模範となる従業員を協会会長が表彰しています。

## 福利厚生事業があります

クレーン建設業生命共済保険制度 通常保険より約 30 ~ 45%掛金が安くなります。

## クレーン車に係る団体総合（賠償責任）保険制度も取り扱っています

- ・ 第三者に対する賠償事故（対人・対物）
  - ・ 吊荷の所有者に対する賠償事故（対物事故）
- 通常保険より約 30%保険料が安くなります。

## 当協会は、平成 25 年 4 月 1 日付けで一般社団法人に移行しました

- ・ 業界の地位向上
  - ①日本標準産業分類に「建設揚重業」と明示されています。
  - ②建設業法上での建設業許可（大臣・知事認可）を申請・取得できます。

## 協会の具体的な事業

### ・国政・行政と業界のパイプ役（情報収集、情報発信、建議及び陳情）

- ①各種の法改正、施策、通達等の収集及び会員への提供。
- ②移動式クレーンのジブ又はフックの相互使用の適用。
- ③国土交通省直轄工事における排ガス規制とその対応策。
- ④電波法改正に伴う移動式クレーンの無線機について、その適用除外となる。
- ⑤車限令による通行許可期限が延長となる。
- ⑥中小企業の信用保証制限が適用となる。
- ⑦建設揚重業の労災保険料が改善される。

### ・税制・金融に関する国政、行政への建議、陳情

- ①クレーンの特別償却の適用が受けられる。（初年度取得価格の30%）
- ②クレーンの特別税額控除の適用が受けられる。（初年度取得価格の7%）

### ・経営者研修会

- ・全国各地で年に一度、全国の会員が一同に会し、評議員会を中心に全国の稼働状況の報告や、時局講演等、経営者に必要な情報交換を実施し、交流を深めています。

### ・クレーンメーカー等との意見交換会の開催

- 年に一度、会員からのメーカーに対する要望事項等を集約し、意見交換会を実施しています。その要望事項の一つであるクレーンのコンピューター解除スイッチの撤去も少しずつ広がってきています。

### ・移動式クレーン運転士安全衛生教育（再教育）が格安で受講可能

- ・受講料が一般11,000円のところを、協会会員価格の7,000円で受講でき、開催通知が開催される都度通知を受けられます。
- ・厚生労働省の教育指定期間として安衛法60条の2第2項に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を総合建設業社の団体である安全協議会と一体となり実施。
- ・クレーン等の転倒事故により、元請け・ゼネコン等は、安全意識が高くなり、本教育の未修了者の現場入場者制限をすることが増大しています。
- ・また、協会は、以前より本教育修了者の優先使用を、元請団体の（一社）日本建設業連合会及び（一社）全国建設業協会に要望し、実績もあがっています。

### ・国家表彰申請事業（叙勲、褒章、大臣表彰、大臣顕彰）

- 協会事業に貢献の会員対象の国家表彰である叙勲、褒章、大臣表彰や永年功労者のオペレーターを対象の叙勲、大臣顕彰（建設マスター）の受章者が多数います。

受章実績

（平成25年度現在）

	叙勲	褒章	大臣表彰	大臣顕彰
会員（事業主）	10	16	41	
オペレーター	35			73

## ・優良社員表彰の実施

無事故かつ優良なクレーン運転士や他の範となる従業員を協会会長が表彰しています。

### 「クレーン運転士」表彰

級 種	無事故期間	勤務期間	備 考
1 級表彰	継続 20 年以上無事故	20 年以上	かつ 2 級表彰受賞後 5 年経過者
2 級表彰	継続 15 年以上無事故	15 年以上	かつ 3 級表彰受賞後 5 年経過者
3 級表彰	継続 10 年以上無事故	10 年以上	—

※新たに申請する方でも、1 級資格のあるものは、受賞歴が無くても 2 級表彰に申請できる特例があります。

### 「従業員」表彰

**20 年以上勤続し、他の範となる者**

## ・福利厚生事業

クレーン建設業生命共済保険制度 通常保険より約 30 ~ 45%掛金が安くなります。

## ・団体総合（賠償責任）保険制度（クレーン車に係る保険コストの低減を図る）

- ・第三者に対する賠償事故(対人・対物)保険 通常保険より約 30%保険料が安くなります。
- ・吊荷の所有者に対する賠償事故(対物事故)

## ・各種情報事業

- ①クレーン情報（隔月発行）
- ②ホームページ  
会員専用ページ「備車のためのクレーン検索システムを作成」

## ・各種コンクールの実施

- ①安全標語コンクール
- ②業界イメージ向上のためのコピーコンクール
- ③移動式クレーンに係る写真コンクール

## ・災害時緊急出動協定・事件事例の調査研究

### ・安全大会・安全パトロールの実施

### ・CO<sub>2</sub> 排出削減の運転方法の研究及び CO<sub>2</sub> 削減ポスター及びステッカーの配布

### ・地区別経営状況の収集配布

### ・大型移動式クレーンの分解・輸送・組立マニュアルの作成配布

### ・オペレーターの移動式クレーン安全手帳の作成配布

### ・会員登録車証ステッカーの配布

### ・安全カレンダーの配布

### ・業界のイメージアップポスターの配布

### ・カレンダー、タオル等の共同購買の実施（破格のお値段で、年末年始のご挨拶を！）

### ・定格荷重表示（厚生労働省認可）の頒布

### ・作業半径内立入禁止ステッカーの頒布

### ・標準見積書の作成配布

### ・その他

# 会 費

(本部直轄会員)

## 入会金

入会金 100,000円

※ 令和2年3月31日まで、減額措置を実施しています。詳しくは、協会本部までお問い合わせ下さい。

## 月会費

①平等割会費	2,000円
②トン数割会費	事業所保有吊上げ総トン数×15円
③期限付き会費の軽減	②×0.8
合 計	①+③

※ 「月会費」 = 「平等割会費」 + 「トン数割会費」

① 「平等割会費」とは 一律 2,000円

② 「トン数割会費」とは 事業所保有吊上げ総トン数×15円

「事業所保有吊上げ総トン数」は、100トン単位とし100トン未満は切り上げ。

③ 「トン数割会費」を、期限付き会費の軽減措置として20%軽減。

※ 令和2年3月31日まで、減額措置を実施しています。詳しくは、協会本部までお問い合わせ下さい。

## 概算額

総トン数	平等割	トン数割	月会費	年会費
100トン	2,000円	1,200円	3,200円	38,400円
200トン		2,400円	4,400円	52,800円
300トン		3,600円	5,600円	67,200円
400トン		4,800円	6,800円	81,600円
500トン		6,000円	8,000円	96,000円
600トン		7,200円	9,200円	110,400円
700トン		8,400円	10,400円	124,800円
800トン		9,600円	11,600円	139,200円
900トン		10,800円	12,800円	153,600円
1,000トン		12,000円	14,000円	168,000円

## 計算例

例1 25tラフター×2台保有の事業所の場合 (吊上げ総トン数50トン)

入会金 100,000円

月会費	3,200円	①2,000円+②100トン×15円×③0.8 = 3,200円
3ヶ月分会費	9,600円	3,200円×3ヶ月分 (請求月 5・7・10・12月頃)
年間会費	38,400円	9,600円×4回

例2 25tラフター×5台、20tラフター×3台保有の事業所の場合(吊上げ総トン数185トン)

入会金 100,000円

月会費	4,400円	①2,000円+②200トン×15円×③0.8 = 4,400円
3ヶ月分会費	13,200円	4,400円×3ヶ月分 (請求月 5・7・10・12月頃)
年間会費	52,800円	13,200円×4期分

※ ここに記載の会費は、本部直轄会員用です。

(本部直轄会員とは、事業所所在地が支部のない県にある会員です。

支部については、未記載の注意事項にてご確認ください。)

※ 貴社事業所所在地に支部のある場合は、必ず支部にもご加入いただきます。

また、会費は、支部の規定により異なりますので、所属される支部事務局にご確認下さい。

# 取り扱い保険

協会では各種保険を取り扱っており、その保険の加入は、団体規模での取り扱いとなり、通常事業所単位で加入する保険より、安くご加入いただくことができます。

## クレーン建設業生命共済（災害補償特約付団体定期保険）

太陽生命保険(株)（幹事会社）

団体保険のため、通常保険より約 30～45%掛金が安くなり、毎年決算の後、剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しします。

ご加入いただいた役員及び従業員の方の病気（死亡保険金、高度障害保険金）や不慮の事故（死亡保険金、災害保険金、障害給付金、入院給付金）で被災された場合に、保険金や給付金が支払われます。

例 15～35歳 男性 1口加入の場合 保険料 月額掛金 624円

保障内容	病気の場合	不慮の事故場合		
	死亡保険金・高度障害保険金	死亡保険金 + 災害保険金・高度障害保険金 + 障害給付金	障害給付金	入院給付金
	200万円	300万円	70～10万円	1日につき1,500円

## 団体総合保険（吊り荷保険）

三井住友海上火災保険(株)（幹事会社）

団体契約のため、通常保険より約 30%保険料が安くなります。

### 基本契約 第三者に対する賠償事故（対人・対物事故）

例 1 クレーンのオペレートミスにより、吊荷を落下させてしまい壊してしまった。

例 2 クレーンのオペレートミスにより、クレーンを隣の建物にぶつけてしまい建物を壊してしまった。

保険料目安	年間売上高		年間支払限度額		
			0.5億円	1億円	3億円
		0.5億円	136,340円	153,390円	170,430円
		1億円	230,080円	270,990円	296,550円
		3億円	577,760円	680,020円	746,480円

### オプション 総合賠償責任補償

例 1 モータープールに保管中のクレーンが強風で横転してしまい、通行人にケガをさせた。

例 2 自社のメンテナンス不備により、クレーンが誤作動し、近隣の家屋を壊した。

例 3 第三者への財物損壊・身体障害は発生していないが、オペレートミスが原因で現場作業が中断してしまった事により発生した超過労務費を請求された。

年間保険料 基本保険料の 17%

## 「入会手続きに際しての注意事項」

### 1、本部直轄会員

本部直轄会員とは、事業所所在地が支部のない県にある会員です。

★支部のない県

青森・岩手・秋田・山形・石川・岐阜・和歌山・鳥取・島根・  
徳島・香川・高知・福岡・佐賀・大分・宮崎・沖縄

◆入会提出書類

協会の趣旨にご賛同頂き入会をご希望される方は、下記の書類に必要事項を明記の上、協会本部事務局へご提出下さい。

1. 会員入会申込書
2. 会員基礎データ調査の実施について
3. 保有クレーン明細書

◆会 費

本部直轄会員については、入会のご案内に記載のとおりです。

### 2、支部会員

支部会員とは、事業所所在地が支部のある都道府県にある会員です。  
協会にご加入いただくには、必ず支部にご加入下さい。

★支部のある都道府県

北海道・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・千葉・東京(埼玉含む)・  
神奈川・山梨・長野・新潟・富山・静岡・愛知・三重・福井・  
滋賀・大阪(京都含む)・兵庫・奈良・岡山・広島・山口・  
愛媛(松山・東予)・長崎・熊本・鹿児島

◆入会提出書類及び会費

協会の趣旨にご賛同頂き入会をご希望される方は、所属される支部事務局にお申込み下さい。

なお、支部により申込書、会費が異なりますので、必ず所属される支部事務局にご確認いただき、支部経由にてお申込み下さい。

(※ 支部所在地等の連絡先は、会員名簿をご参照下さい)



〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-7-9 相模ビル4階 <http://www.jccca.or.jp/>  
TEL 03-3281-5003 FAX 03-3281-5004 e-mail [jccca@jccca.or.jp](mailto:jccca@jccca.or.jp)